

第3章 香川県における食品ロス発生量と課題

1 家庭系食品ロス

平成30年度に高松市、令和元年度に三豊市が家庭系食品ロスの実態調査⁷を実施しており、高松市は一人一日当たり50.1g、三豊市は同45.7gの食品ロスが発生していると推計しています。

両市が推計している一人一日当たり発生量に人口を乗じて両市の食品ロス発生量を算出し、両市と県全体の人口比率を勘案して本県における家庭系食品ロスの発生量を算出した結果、年間17,489トンが発生しているものと推計されます。

また、年間発生量を県全体の人口で割り戻した結果、県民一人一日当たり49.5gの食品ロスが発生しているものと推計されます。

	一人一日当たり発生量 (a)	人 口 (b)	食品ロス発生量(年間) (a)*(b)*365日/1,000,000
高松市	50.1g	420,529人	7,690t
三豊市	45.7g	64,129人	1,070t
香川県	49.5g	967,640人	17,489t

※(a)：高松市及び三豊市が実施した組成調査の結果に基づく

※(b)：香川県人口移動調査報告(平成29年10月1日現在)

両市の調査結果によると、食品ロスの内訳は、「100%残存の直接廃棄(手付かず食品)」の割合が最も高く、次いで「食べ残し」となっています。

令和2年8月に実施した県政モニターアンケートにおいても、家庭で出してしまう食品ロスで最も多いのが「期限切れにより手付かずで捨てられる食品」(53.1%)、次いで「食べ残し」(33.1%)との結果でした。

一方で、回答者の99.7%が食品ロスを出さない(食品を無駄にしない)ために何らかの取組みを行っており、「冷凍保存を活用する」(54.2%)、「賞味期限を過ぎても自分で食べられるか判断する」(46.9%)、「冷蔵庫などの食材の種類・量・期限表示を確認する」(42.7%)を実施している割合が高くなっています。

2 事業系食品ロス

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上の事業者)が実施している定期報告の結果や、国が公表している各種統計調査

⁷ 調査対象地域のごみステーションに出された可燃ごみを開封し、組成を調べることによって、食品ロスの実態を調査するもの

の結果から、本県における事業系食品ロスの発生量を推計しました。

①食品リサイクル法に基づく定期報告対象事業者の推計

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者（年間発生量 100 トン以上の事業者）は、農林水産省に定期報告が義務付けられており、農林水産省が定期報告の結果を取りまとめて都道府県別・業種別の発生量を公表しているため、この数値を活用して算出します。

ただし、食品リサイクル法に基づく定期報告の対象は、食べられないものを含んだ「食品廃棄物」であり、この中から食品ロスだけを抽出する必要があります。

そこで、本県における業種ごとの食品廃棄物発生量（B）に農林水産省が公表している業種ごとの可食部率⁸（C）を乗じることによって食品ロスを抽出した結果、年間発生量は 14,793 トンと推計されます。

	食品廃棄物発生量 (全国) (A)	食品廃棄物発生量 (香川県) (B)	可食部率 (C)	食品ロス発生量 (全国) (D)=(A)*(C)	食品ロス発生量 (香川県) (E)=(B)*(C)
食品製造業	13,456,000t	94,043t	8.4%	1,130,304t	7,900t
食品卸売業	111,000t	178t	61.2%	67,932t	109t
食品小売業	914,000t	9,656t	52.2%	477,108t	5,040t
外食産業	567,000t	2,622t	66.5%	377,055t	1,744t
計	15,048,000t	106,499t		2,052,399t	14,793t

(A),(B):食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告(平成29年度)

(C):平成29年度食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査報告書
(平成30年3月みずほ情報総研(農林水産省委託業務))

②食品リサイクル法に基づく定期報告対象外の事業者の推計

年間の食品廃棄物発生量が 100 トン未満の事業者については、食品リサイクル法に基づく定期報告の対象外となっており、①と同様の都道府県別データがありません。

一方で、農林水産省は、各種統計調査の結果から、食品リサイクル法の定期報告対象外事業者の食品廃棄物発生量を推計し、全国データを公表していません⁹。

この全国データ（a）に①における香川県の構成比（b）を乗じることによって、本県における食品リサイクル法の定期報告対象外事業者の食品廃棄物発生量を算出（c）し、これに①と同様の可食部率（d）を乗じることによって食品ロスを抽出した結果、本県における食品リサイクル法の定期報告対象外事業者の食品ロス発生量は、年間 5,149 トンと推計されます。

⁸ 食品廃棄物に占める可食部分の割合（本来は食用にできたにもかかわらず、人に食されることなく廃棄されたものの割合）

⁹ 食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)(農林水産省)

	100t未満事業者の 食品廃棄物発生量 (全 国) (a)	①における 香川県の構成比 (b)	100t未満事業者の 食品廃棄物発生量 (香川県) (c)=(a)*(b)	可食部率 (d)	食品ロス発生量 (香川県) (e)=(c)*(d)
食品製造業	193,000t	0.70%	1,351t	8.4%	113t
食品卸売業	71,000t	0.16%	114t	61.2%	70t
食品小売業	218,000t	1.06%	2,311t	52.2%	1,206t
外食産業	1,229,000t	0.46%	5,653t	66.5%	3,760t
計	1,711,000t		9,429t		5,149t

(a)：食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)(農林水産省)

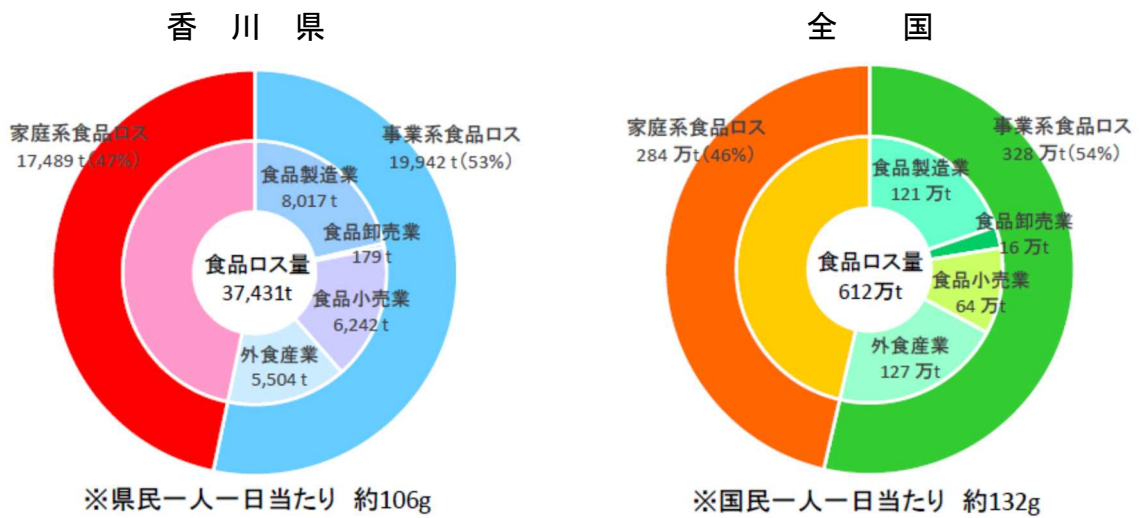
①及び②による推計値を合算すると、本県では年間 19,942 トンの事業系食品ロスが発生しているものと推計されます。

なお、事業系食品ロス発生量に占める業種ごとの構成比は、製造業 40.2%、卸売業 0.9%、小売業 31.3%、外食産業 27.6%で、全国（製造業 37.7%、卸売業 3.7%、小売業 19.4%、外食産業 39.3%）と比較すると、小売業の構成比が高く、外食産業の構成比が低くなっています。

3 本県における食品ロス発生量

1 及び 2 により、家庭系食品ロスと事業系食品ロスをそれぞれ推計した結果、本県における食品ロス発生量は年間 37,431 トンで、県民一人一日当たり 106 g を排出していると推計されます。

		香 川 県 (H29 年度)	全 国 (H29 年度)	香川県の割合 又は全国比
家庭系食品ロス	発生量	17,489 t	2,840,000 t	0.6%
	一人一日当たり	49.5 g	61.3 g	▲11.8 g
事業系食品ロス	発生量	19,942 t	3,280,000 t	0.6%
	一人一日当たり	56.5 g	70.7 g	▲14.2 g
合 計	発生量	37,431 t	6,120,000 t	0.6%
	一人一日当たり	106 g	132 g	▲26 g



4 本県における課題

本県における食品ロスの発生源は、家庭系が 46.7%、事業系が 53.3%で、全国とほぼ同じ割合となっています。

県民一人一日当たりの食品ロス発生量は、家庭系・事業系ともに全国平均を下回っているものの、県全体では毎日 100 トンを超える食品ロスが発生しているものと考えられます。このような状況を県民一人ひとりが認識し、これまで以上に削減に向けた取組みを進める必要があります。

家庭系については、全国では「食べ残し」の割合が最も高くなっています¹⁰が、本県では「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が高くなっています。多くの県民が各家庭においてそれぞれ取組みを実施しているところですが、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取組みを重点的に進める必要があると考えられます。

事業系については、本県では全国に比べて小売業から発生する割合が高いことから、小売事業者から発生している食品ロスの削減を図ることが重要であると考えられます。

¹⁰ 家庭から排出される食品廃棄物に対する食品ロスの割合 「食べ残し」14.1%、「直接廃棄」12.5%、「過剰除去」8.3% (令和元年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査(環境省))